



半官
半民
保生社
一例

3252



114
A 3631



半官半民保生社

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

ニ於テハ小額ノ保生金ヲ受ル生命請合盛
ニ中等人民ノ間ニ行ハル蓋シ生命ヲ請合セ年
金ヲ與フルノ業ヲ營ム社ヲ設クルノ事ハ一千
七百年國法ニ於テ確定セラル、事トナリ翌一
千八百七十一年一月一日ヨリ開業セリ此會社
ニハ社員五名アリテ一名ハ社長トナリ事務ヲ
司リ又其中二名ハ保生算法ニ熟セサルヘカテ
スト此社ハ尋常保生會社ニ於テ引受クル事
ハ盡ク之ヲ引受ク其保生金ハ五千六百弗ヲ以

テ限トシ年齢ハ五歳以上ノ者ニ非レハ請合ヲ
為サス掛金納期限ハ半年一回三ヶ月一回毎月
一回トシ保生金ハ死去證書差出ト手續ヲ經ル
後三ヶ月内ニ渡ストトス解約割戻ハ務メテ寄
託者ノ便利ヲ計リテ之ヲ為スヲ許ス若シ掛金
納期限来ルモ之ヲ納メス其中遠カラス寄託者
死スルトキハ其遺族タル者某ノ日月ノ間ニ前
日納ムヘキ掛金ト償金トヲ納ムレハ掛金ノ没
入ヲ防クノ権アリ會社ハ國內各部ニ紹介人ヲ
置クト雖モ郵便局其他大藏卿ノ許可スル所ノ

場處ニ於テモ亦掛金ヲ受取ルナリ尤ヨーロッパ
ハ一ゲシニ於テハ寄託者ノ望ニヨリテハ別段
手数料ヲ拂ハサルモ會社ヨリ掛金受取人ヲ差
出スナリ紹介人ノ口錢ハ掛金高百分ノ二ヨリ
三マテトス會社ハ五年毎ニ豫メ保險費ノ總積
ヲ為シ若シ餘金アレハ其半額ハ之ヲ非常準備
金トシ社ニ存留シ半額ハ之ヲ政府ニ上納シ政
府ノ官吏タル者ハ勸メテ此社ニ寄託セシムル
トトス

以上紐育メルカシタイルジョールナルヨリ譯

出致レ候勿卒之間稿ヲ改ムルニ遑アラヌ
燕
陋ヲ極メ候得共御参考ノ一ツニモト存シ奉
入電瞞候

